

適用期限の延長・見直し

1. 改正の内容

適用期限の延長、一部内容の見直しが行われる主な制度は、下表の通りである。

なお、個別解説ページを作成している制度については下表への記載を省略している。

制度	改正内容
・ オープンイノベーション促進税制	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで)
・ 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで) ・ 対象から「銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置」を2年延長する
・ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで)
・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで)
・ 経営強化税制(デジタル化設備)	・ 対象から一定の設備を除外
・ 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで) ・ 基盤確立事業用資産に係る措置につき「対象資産」及び「確定申告時における添付書類」の見直しが行われる
・ 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置	・ 異なる事業年度であっても一の減価償却資産につき複数の制度の適用不可
・ 海外投資等損失準備金制度	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで) ・ 対象となる特定株式等から「一定の助成金をもって取得した株式又は出資」を除外
・ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	・ 中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための掛金について、一定のものについては損金算入の適用不可
・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	・ 適用期限を2年延長(令和8年3月31日まで)

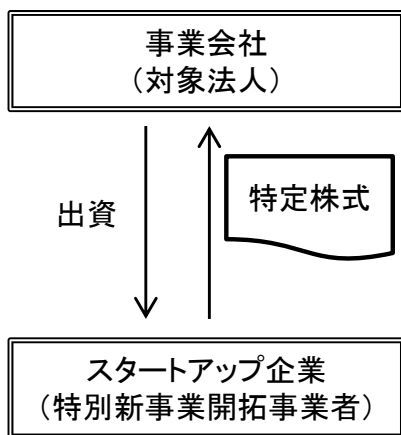
(参考)オープンイノベーション促進税制

(1) 制度の概要

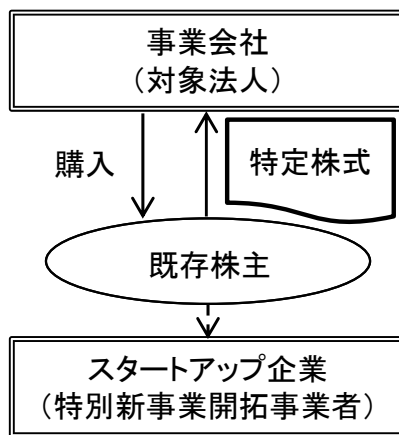
事業会社が出資や購入によりスタートアップ企業の株式を取得した場合について、その投資額の25%相当額を特別勘定として経理処理することで同額の所得控除(損金算入)が認められる極めて異例の制度である。

【取引イメージ図】

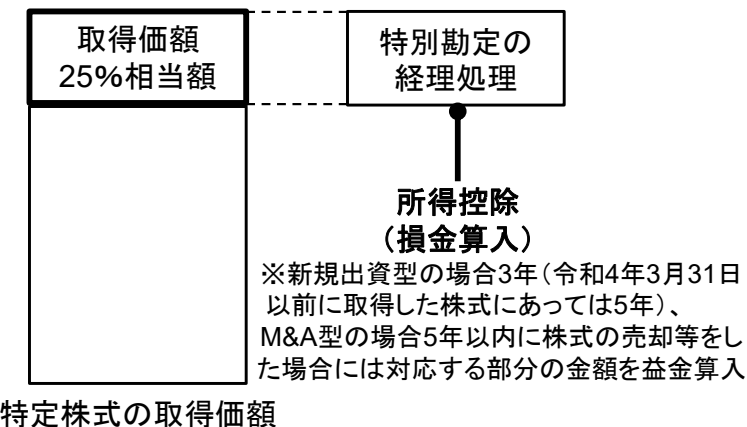
<新規出資型>



<M&A型>



<事業会社における特定株式の取り扱い>



【主要要件の比較】

内容	新規出資型	M&A型
対象株式	金銭出資による新規発行株式	購入取得による既存発行株式
1件あたり投資金額の下限と上限	【下限】 対象法人が大企業の場合には、1億円以上 対象法人が中小企業者の場合には、1,000万円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合は、5億円以上 【上限】 50億円 ※一事業年度あたり合計500億円	【下限】 対象法人が大企業・中小企業問わず5億円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合は、対象外 【上限】 200億円 ※一事業年度あたり合計500億円
出資又は取得後の議決権割合	要件なし	過半数を有すること
保有見込期間	3年	5年
特定事業活動を継続する期間	3年	5年
経済産業大臣の証明	必要	必要
出資等の目的	純出資等を目的とする出資でないこと	左記同様
併用制限	要件なし	「新規出資型」の適用後にそのスタートアップ企業の株式を取得する場合は対象外

(法人税:適用期限の延長・見直し)

(参考) 国家戦略特別区域・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

(1) 制度の概要

赤字が改正箇所

項目	国家戦略特別区域		国際戦略総合特別区域		
	改正前	改正後(※3)	改正前	改正後	
適用対象法人	・青色申告書を提出する法人 ・特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた法人であること	変更なし	・青色申告書を提出する法人 ・認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する法人であること	変更なし	
制度の対象となる特定事業	①規制の特例措置の適用を受けるもの ②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの	変更なし	-	-	
適用対象事業 (一部抜粋)	①高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造に関する事業 ②外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営に関する事業	対象事業から下記の事業を除く ・ 国際会議用の大規模な集会施設等の施設又は設備の整備、運営等に関する事業 ・ 農林水産物の効率的な生産のための研究開発等に関する事業	①環境負荷低減その他環境保全等に関する事業 ②医療技術等の研究開発等に関する事業	対象事業から下記の事業を除く ・ 治療等に供するロボットの研究開発等に関する事業 ・ 医療に関する情報システムの研究開発に関する事業 ・ 高度医療施設等の整備等に関する事業 ・ 産業競争力強化法の一定商品の生産に関する事業	
適用対象設備	機械装置	1台又は1基あたり2,000万円以上	変更なし	1台又は1基あたり2,000万円以上	変更なし
	開発研究用器具備品	1台又は1基あたり1,000万円以上	変更なし	1台又は1基あたり1,000万円以上	変更なし
	建物、附属設備、構築物	合計1億円以上	変更なし	合計1億円以上	変更なし
税制措置	機械装置、開発研究用器具備品	45%特別償却又は14%税額控除(※1)	変更なし	34%特別償却又は10%税額控除(※1)	30% 特別償却又は 8% 税額控除(※1.2)
	建物、附属設備、構築物	23%特別償却又は7%税額控除(※1)	変更なし	17%特別償却又は5%税額控除(※1)	15% 特別償却又は 4% の税額控除(※1.2)

※1 法人税額の20%を限度とする。

※2 **令和6年4月1日以後に受けた指定に係る指定法人実施計画に記載された特定機械装置等について適用される。**

※3 **国家戦略特別区域に係る課税の特例措置を受けるための手続きについて一定の見直しがされる。**

(法人税:適用期限の延長・見直し)

(参考) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

(1) 制度の概要

中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための掛金を支出した場合には、その支出した金額は、その事業年度の損金の額に算入する制度である。

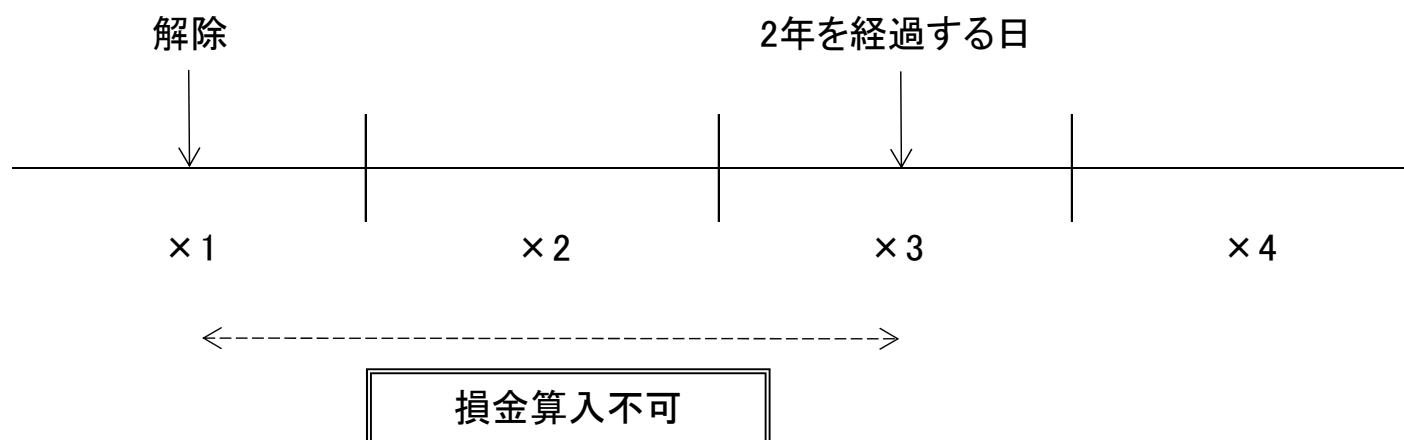
(2) 改正の内容

共済契約の解除があった後同共済契約を締結した場合には、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、損金の額に算入されない。

当該改正については、**令和6年10月1日以後の共済契約の解除**について適用される。

なお、所得税についても同様の改正が行われる。

【取引イメージ図】



(参考) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(1) 制度の概要

中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等し事業の用に供した場合において、取得価額の合計額が300万円までを限度に損金経理をした場合には、その金額をその事業年度の損金の額に算入する制度である。

(2) 改正の内容

対象法人からe-Taxにより法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人(電子申告義務化対象法人)のうち、常時使用する従業員の数が**300人を超えるもの**を除外。

なお、適用期限の延長については、所得税も同様の改正が行われる。

赤字が改正箇所

適用対象法人	適用判定					取得価額要件(※3)	取り扱い(※4)
	主な法人区分	資本金の額等	従業員数	電子申告義務化対象	損金算入特例適用可否		
中小企業者等(※1)	株式会社	1億円超	500人超	○	×	30万円未満	取得価額の全額を損金算入(1事業年度当たり300万円まで)
			500人以下	○	×		
		1億円以下	500人超	×	×		
			500人以下	×	○		
	農業協同組合等	1億円超	500人超 → 300人 超	○	×		
			500人以下 → 300人 以下	○	○		
		1億円以下	500人超	×	×		
			500人以下	×	○		

※1 中小企業者等とは中小企業者(次の①もしくは②)又は農業協同組合等をいう。ただし、常時使用する従業員が500人超の法人、通算法人、適用除外事業者(※2)を除く。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総額又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総額又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。)

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいう。

※3 適用対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除く。

※4 損金算入するためには損金経理をする必要がある。

(3) 実務のポイント

適用が除外される法人について、法令上どのように規定されるか確認する必要がある。

(法人税:適用期限の延長・見直し)